

第 1 6 9 号議案 長崎市池島炭鉱体験施設条例を廃止する条例

【目 次】	(資料項)
1 施設の概要	2 ～ 3
2 指定管理の概要	4
3 条例廃止の概要	5 ～ 9
4 今後の対応方針	9
5 今後のスケジュール案	9

文 化 観 光 部
令和 7 年 9 月

1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市池島炭鉱体験施設
(2) 所在地 長崎市池島町
(3) 設置年月日 平成28年4月1日
(4) 設置目的 日本の近代化以降の発展を支えてきた池島炭鉱の現場を体験する場を提供し、観光の振興及び池島の地域振興に資するため。
- (5) 施設の名称
ア 坑内体験施設(トロッコ、その他の設備を含む。)
イ 第3棟炭鉱住宅
ウ 第2立坑見学広場
- (6) 開館時間 10時45分～17時00分
(7) 休場日 毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで(その他メンテナンスの日)
(8) 使用貸借 公の施設として使用する土地、建物及び坑道等については、三井松島リソース株式会社から無償で貸与を受けている。

(9) 使用料

ア 坑内体験施設のみを利用する場合

区分		使用料(1人1回につき)	
		個人	団体(20名以上)
一般	使用料	2,720円	2,170円
小学校の児童又は中学校の生徒		1,360円	1,080円

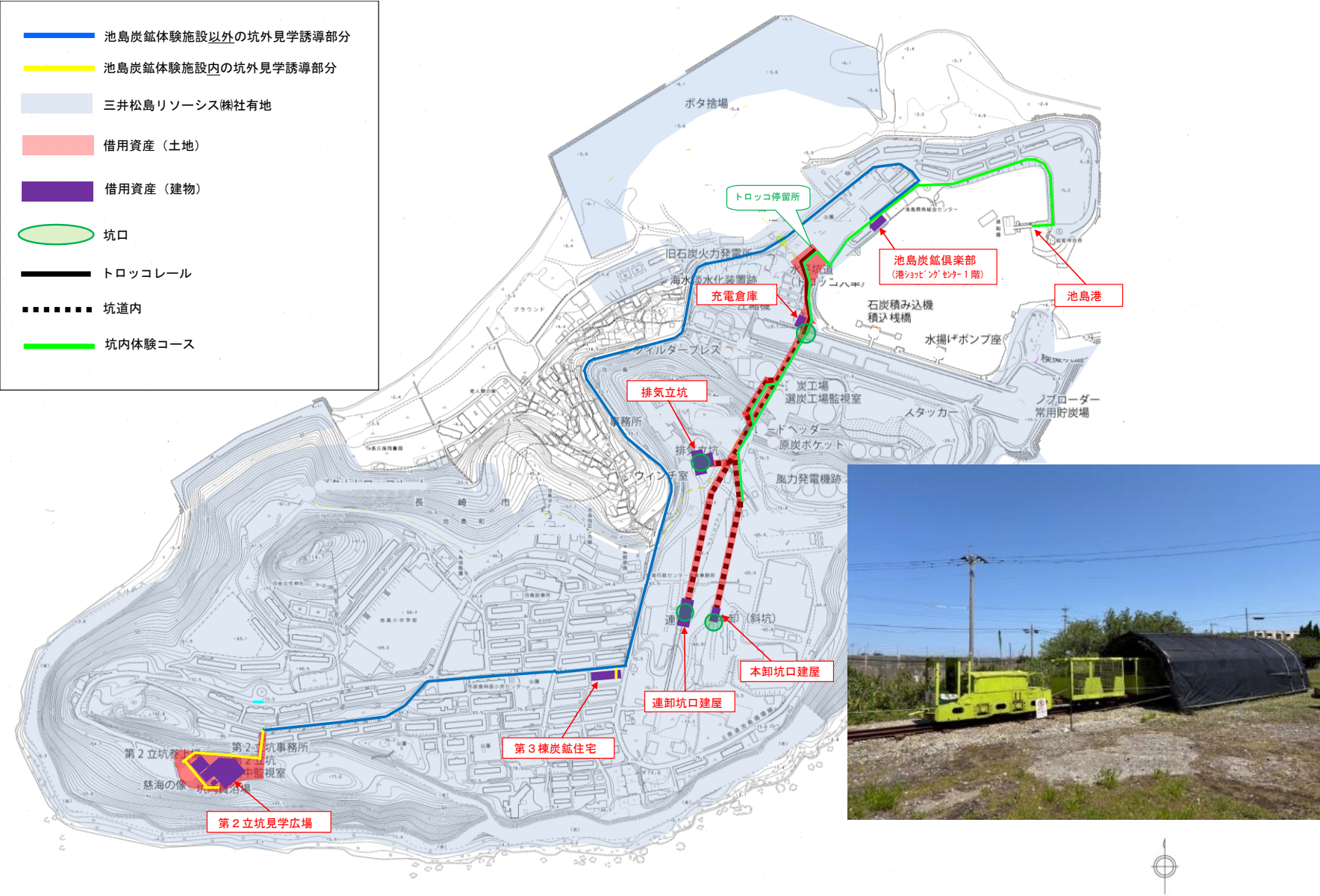
イ 坑内体験施設及び坑外見学施設の両方を利用する場合

区分		使用料(1人1回につき)	
		個人	団体(20名以上)
一般	使用料	3,170円	2,530円
小学校の児童又は中学校の生徒		1,580円	1,260円

※「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう

1 施設の概要

(10) 位置図



2 指定管理の概要

- (1) 名 称 三井松島リソース株式会社
(2) 所在地 長崎市池島町776番地1
(3) 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)

※1期目 平成28年～令和2年(5年間)

※2期目 令和3年～令和5年(3年間)

- (4) 選定方法 非公募

- (5) 利用料金制 未導入

- (6) 指定管理委託料(債務負担行為設定額) (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
25,650	25,650	25,650	76,950

- (7) 利用者数の推移 (単位:人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	5,189	4,239	6,122	4,131	381	525	3,440	3,477	3,526

3 条例廃止の概要

(1) 廃止する条例

長崎市池島炭鉱体験施設条例(平成27年12月28日条例第55号)

(2) 設置の目的

本市は、日本の近代化以降の発展を支えてきた池島炭鉱の現場を体験する場を提供し、もって観光の振興及び池島の地域振興に資するため、長崎市池島炭鉱体験施設を長崎市池島町に設ける。

(3) 廃止の理由

施設の老朽化の状況等を総合的に勘案し、現行の指定管理期間の満了日である令和9年3月31日以降、公の施設として管理運営することが困難であるため。

(4) 廃止の経緯

ア 令和6年2月市議会 環境経済委員会資料抜粋

(第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について(長崎市池島炭鉱体験施設))

【今後の課題及び対応方針】

本施設は、国内で唯一、坑道内部に入って見学・体験できる貴重な施設であるとともに池島において交流人口を創出する施設であり、地元雇用の創出や地元企業の事業活動の場となっており、観光振興及び地域振興に寄与してきたが、利用者数は減少傾向にあるほか、長期的に施設を継続しようとする場合、坑道の安全確保や、老朽化した設備の更新費に多額な費用負担が見込まれる。

加えて、施設の現状(安全性)、収支状況、ガイドの高齢化といった諸課題を抱えていることから、令和6年度中を目途に地元、交通事業者、指定管理者、DMOなど関係者のご意見もうかがいながら、施設の在り方を検討し、方向性を決定する。

3 条例廃止の概要

イ 池島炭鉱体験施設あり方検討会

第1回（R6.2.16）

あり方検討会の進め方、施設の現状及び課題について共有

第2回（R6.5.17）

坑道内点検結果の共有、島内観光スポット聞き取り

第3回（R6.8.27）

池島観光が目指す姿の確認、島内観光スポット等の検討

第4回（R6.10.29）

坑内体験施設の状況説明、島内周遊へのシフト（実施策のアイデア出し、人材状況）

第5回（R7.1.15）

これまでの検討会での意見整理、実施策の実現に向けた検討

【主な意見】

- ・ 島民が島内周遊策を実施することは困難
- ・ 旅マエでの情報発信（モデルコースの提案）
- ・ 池島ウォークマップの更新（禁止事項の追記）
- ・ レンタサイクルの島民以外での対応検討

3 条例廃止の概要

ウ 施設の現状及び課題

ア) 施設の安全性について

産炭開始から60年以上が経過し施設の経年劣化が進んでいる。坑道内の調査を行った結果、今後施設を更新するにあたり経年劣化への対策を講じない場合には、施設の安全確保が困難である。

また、その対策費（※1）は多額な費用が見込まれる一方で、現在の施設の維持管理における収支状況（※2）については、指定管理者制度導入当初から現時点において赤字が継続している。

【施設の安全性調査】

●令和4年度 指定管理者施設長（上級保安技術職員）

調査時点で大きな損傷は見られないが、4～5年程度は安全な運用が可能であるが、10年単位の長期においては、何らかの対策を講じたうえで運営を行う必要がある。

●令和5年度 長崎大学准教授（コンクリート材料施工学・保全工学専門）

調査時点で大きな損傷は見られないが、非破壊検査機器等を用いた詳細調査により、維持管理計画を策定し、予防保全的な維持管理を行う必要がある。

（※1）対策費

坑道内の調査結果を踏まえ、施設を長期的に継続する場合には、坑道内の改修等を行う必要があり、概算額225,106千円を見込んでいる。

【内訳】

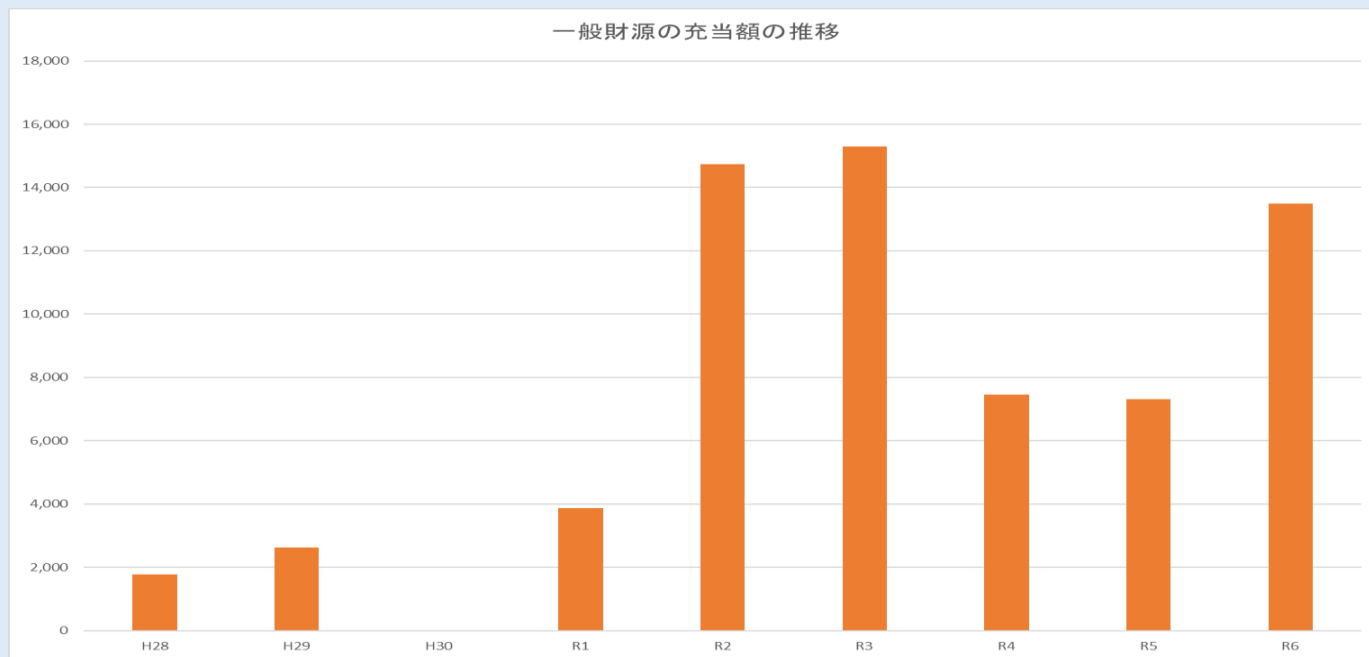
- ・ 坑道内詳細調査 11,104千円
- ・ 坑道内改修 170,202千円
- ・ トロッコ等整備 43,800千円

3 条例廃止の概要

(※2) 維持管理にかかる収支状況

(単位：千円)

区 分		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
歳出	運営費	22,846	22,855	22,855	26,290	23,277	22,881	22,907	22,938	26,290
	計	22,846	22,855	22,855	26,290	23,277	22,881	22,907	22,938	26,290
歳入	過疎債 (過疎基金)	8,500	9,700	8,000	11,600	7,600	6,202	6,207	6,207	3,509
	使用料	12,575	10,529	14,855	10,831	947	1,375	9,239	9,425	9,285
	一般財源	1,771	2,626	0	3,859	14,730	15,304	7,461	7,306	13,496
	計	22,846	22,855	22,855	26,290	23,277	22,881	22,907	22,938	26,290



3 条例廃止の概要

イ) 人材確保について

指定管理者の社員である元炭鉱従事者は、坑道内の点検はもとより、施設のガイド（※３）として当時の池島を語るなど、施設の安全面及び施設の満足度向上に寄与している。

一方で、高齢化による「次のガイドの担い手」や、「坑道内を点検できる担い手」がいないため、安全で安定的な施設のサービスを、継続的に提供することが困難な状況にある。

（※３）ガイド体制

・ 指定管理者 ３名（元炭鉱事業者）、再委託業者 ２名（元炭鉱事業者）

4 今後の対応方針

●池島炭鉱体験施設については、施設の安全性及び人材確保の観点から、現行の指定期間満了日である令和９年３月31日をもって施設を廃止する。

●今後は、関係部局や地域と連携して、島内マップを活用した島内周遊策等を進めていく。

5 今後のスケジュール案

年月	市議会	内容
令和７年９月	９月議会	廃止条例
令和９年３月		指定管理終了
令和９年４月		施設の廃止